

第一百七十一回国

参議院議院運営委員会會議録第二十七号

平成二十一年五月二十九日(金曜日)

午後零時四十分開会

委員の異動

五月二十七日

辞任

山本 博司君

五月二十八日

辞任

風間 昶君

補欠選任

風間 昶君

補欠選任

山本 博司君

出席者は左のとおり。

委員長

西岡 武夫君

理事

池口 修次君

小川 勝也君

水岡 俊一君

秋元 司君

世耕 弘成君

魚住裕一郎君

大島九州男君

加賀谷 健君

風間 直樹君

川合 孝典君

谷岡 郁子君

友近 聡朗君

羽田雄一郎君

姫井由美子君

米長 晴信君

磯崎 陽輔君

島尻安伊子君

伊達 忠一君

西田 昌司君

長谷川大紋君

委員以外の議員

議員

議員

副議長

議長

事務局長

事務次長

議事部長

委員部長

記録部長

警務部長

庶務部長

管理部長

国際部長

丸川 珠代君

義家 弘引君

山本 博司君

鰐淵 洋子君

仁比 聡平君

淵上 貞雄君

江田 五月君

山東 昭子君

小幡 幹雄君

橋本 雅史君

東海林壽秀君

諸星 輝道君

富山 哲雄君

吉岡 拓君

古賀 保之君

中村 剛君

井高 育央君

本日の会議に付した案件

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○国会議員の給与等に関する規程等の一部改正に関する件

○本日の会議における調査会の中間報告に関する件

○本院協議会開会の請求についての報告

○平成二十一年度一般会計補正予算(第1号)外二件両院協議会協議委員の選任に関する件

○本日の再開後の本会議の議事に関する件

○平成二十一年度一般会計補正予算(第1号)外二件両院協議会について

○本日の再開後の本会議の議事に関する件

○委員長(西岡武夫君) ただいまから議院運営委員会を開会いたします。

まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案及び国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(小幡幹雄君) 便宜私から御説明申し上げます。

まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案でございますが、本案は、平成二十一年六月に受ける議長、副議長及び議員の期末手当の額を二割削減する措置を講じようとするものでございます。

次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案でございますが、本案は、平成二十一年六月に受ける議員秘書の勤勉手当の額を一般職の例に準じて暫定的に減額しようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長(西岡武夫君) これより採決を行います。

まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の諸君の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(西岡武夫君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の諸君の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(西岡武夫君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、本会議における調査会の中間報告に関する件を議題といたします。

まず。

(賛成者挙手)

○委員長(西岡武夫君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(西岡武夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(西岡武夫君) 次に、国会議員の給与等に関する規程等の一部改正に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(小幡幹雄君) 御説明申し上げます。

国会議員の給与等に関する規程等の一部改正に関する件でございますが、本件は、政府職員に例に準じ、平成二十一年六月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給額を暫定的に減額するとともに、指定職職員についても勤務実績を反映させるため所要の措置を講じようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長(西岡武夫君) 本件につきましては、ただいまの事務総長説明のとおり改正することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(西岡武夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(西岡武夫君) 次に、本会議における調査会の中間報告に関する件を議題といたします。

去る二十七日、国民生活・経済に関する調査会

長から国民生活・経済に関する調査の中間報告書が提出されました。

つきましては、本日の本会議において、調査会長から報告を聴取することにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(西岡武夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(西岡武夫君) 次に、本日の本会議の議事に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(小幡幹雄君) 御説明申し上げます。本日の議事は、最初に、予算委員会議事の平成二十一年度一般会計補正予算外二案の緊急上程でございます。まず、三案を日程に追加して一括して議題とすることを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決しますと、予算委員長が報告されます。次いで、岩永浩美君、小林正夫君各々十分の討論の後、三案を一括して採決いたします。

次に、日程第一ないし第三を一括して議題とした後、消費者問題に関する特別委員長が報告されます。次いで、島田智哉子君十分の討論の後、三案を一括して採決いたします。

次に、日程第四について、総務委員長が報告された後、採決いたします。

次に、先ほど本委員会を議了いたしました国會議員歳費法改正案及び国會議員秘書給与法改正案の緊急上程でございます。まず、両案を日程に追加して一括して議題とすることを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決しますと、議院運営委員長が報告されます。採決は二回に分けて行います。

次に、国民生活・経済に関する調査の中間報告でございます。まず、中間報告を聴取することを異議の有無をもってお諮りいたしました後、国民生活・経済に関する調査会長が報告されます。

なお、本日の議案の採決は、補正予算三案につ

いては議場における要求に基づき記名投票をもって、その他の議案についてはいずれも押しボタン式投票をもって行います。

補正予算三案の採決の結果、両院協議会開催の必要がある場合にはいったん休憩いたします。

ここまでの所要時間は約一時間五分の見込みでございます。

○委員長(西岡武夫君) ただいまの事務総長説明のとおり本日の本会議の議事を進めることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(西岡武夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、予鈴は午後零時五十五分、本鈴は午後一時でございます。

午後休憩いたします。

午後零時四十五分休憩

午後二時五十分開会

○委員長(西岡武夫君) ただいまから議院運営委員会を再開いたします。

まず、両院協議会開会の請求につきまして事務総長の報告を求めます。

○事務総長(小幡幹雄君) 本日午後二時三十分、衆議院議長より本院議長に対しまして、国会法第八十五条により、平成二十一年度一般会計補正予算(第一号)外二案につきまして、両院協議会を求めてまいりました。

以上、御報告申し上げます。

○委員長(西岡武夫君) この際、平成二十一年度一般会計補正予算(第一号)外二件両院協議会協議委員の選任に関する件を議題といたします。

おいて指名することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(西岡武夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(西岡武夫君) 次に、本日の再開後の本会議の議事に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(小幡幹雄君) 御説明申し上げます。再開後の議事は、平成二十一年度一般会計補正予算(第一号)外二件両院協議会の協議委員の選挙でございます。まず、選挙はその手続を省略し議長において指名することを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決しますと、議長は協議委員を指名されます。

以上をもちまして再び休憩いたします。再開後の所要時間は約五分の見込みでございます。

○委員長(西岡武夫君) ただいまの事務総長説明のとおり再開後の本会議の議事を進めることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(西岡武夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、予鈴は午後三時、本鈴は午後三時五分でございます。

午後休憩いたします。

午後二時五十二分休憩

午後四時五十九分開会

の出席を得て両院協議室において開会されました。

抽せんにより両院協議会議長に当選された本院協議委員長長峰崎直樹君の主宰により、各議院の議決の趣旨について、まず衆議院側から、続いて参議院側から、それぞれ説明が行われた後、協議に入り、参議院側、衆議院側からそれぞれ意見の表明がなされましたが、意見の一致を見るに至らず、両院協議会は成案を得るに至りませんでした。

なお、協議委員長は成案を得るに至らなかった旨を本会議に報告することとなっております。

以上でございます。

○委員長(西岡武夫君) 次に、本日の再開後の本会議の議事に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(小幡幹雄君) 御説明申し上げます。再開後の議事は、平成二十一年度一般会計補正予算(第一号)外二件両院協議会参議院協議委員議長の報告でございます。協議委員長長峰崎直樹君から両院協議会における協議につき報告がござ

います。

以上をもちまして本日の議事を終了いたします。再開後の所要時間は約五分の見込みでございます。

○委員長(西岡武夫君) ただいまの事務総長説明のとおり再開後の本会議の議事を進めることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(西岡武夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、予鈴は午後五時十分、本鈴は午後五時十五分でございます。

午後休憩いたします。

午後五時一分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

〔参照〕

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

平成二十一年六月に受ける期末手当に関する特例措置

平成二十一年六月に受ける議長、副議長及び議員の期末手当の額を二割削減すること。

施行期日
この法律は、公布の日から施行すること。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

平成二十一年六月に受ける

項の規定による期末手当に関する同条第二項の規定の適用については、同項中「特別職の議員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）」とあるのは「一般職の議員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）第四条の規定による改正後の特別職の議員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）附則第五項の規定の適用がないものとした場合における同法」と、「額」とあるのは「額に、百分の八十を乗じて得た額」とする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

現下の社会経済情勢にかんがみ、平成二十一年六月に受ける議長、副議長及び議員の期末手当の額を二割削減する措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第十六部 議院運営委員会会議録第二十七号

平成二十一年五月二十九日

〔参議院〕

議院運営委員会会議録第二十七号

読替後の条文

※

人事院勧告に基づく一割弱の削減ではなく、国会議員

については、本年六月の期末手当に限り、現行の期末手当を二割削減

（傍線部分は読替部分）

第十一条の二（略）

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、退職、退職、除名又は死亡の日現在）において同項に規定する者が受けるべき歳費月額及びその歳費月額に百分の四十五を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の議員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）第四条の規定による改正後の特別職の議員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）附則第五項の規定の適用がないものとした場合における同法第一条第一号から第四十三号までに掲げる者の例により一定の割合を乗じて得た額に、百分の八十を乗じて得た額とする。この場合において、任期満限の日又は衆議院の解散による任期終了の日又は衆議院の議長、副議長及び議員で当該任期満限又は衆議院の解散による選挙により再び各議院の議員となつたものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き国会議員の職にあつたものとする。

3（略）

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

平成二十一年六月に受ける勤勉手当に関する特例措置

平成二十一年六月に受ける国会議員の秘書の勤勉手当の額を一般職の職員に準じて暫定的に減額すること。（附則第二十二項関係）

施行期日
この法律は、公布の日から施行すること。

理由

現下の社会経済情勢にかんがみ、平成二十一年六月に受ける国会議員の秘書の勤勉手当の額を一般職の職員に準じて暫定的に減額すること。（附則第二十二項関係）

第十六部 議院運営委員会会議録第二十七号

平成二十一年五月二十九日

〔参議院〕

議院運営委員会会議録第二十七号

議院運営委員会会議録第二十七号

議院運営委員会会議録第二十七号

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二十一年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（平成二十一年六月に受ける勤勉手当に関する特例措置）

22 平成二十一年六月に受ける勤勉手当に関する第十五条第二項各号の規定の適用については、同項第一号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十」と、同項第二号中「百分の六十」とあるのは「百分の五十六」と、同項第三号中「百分の

四十五」とあるのは「百分の四十二」と、同項第四号中「百分の二十二・五」とあるのは「百分の二十一」とする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

一般職の国家公務員の勤勉手当の暫定的減額措置に準じ、平成二十一年六月に受ける国会議員の秘書の勤勉手当の額を暫定的に減額する措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

改正案

附則

1521（略）

（平成二十一年六月に受ける勤勉手当に関する第十五条第二項各号の規定の適用については、同項第一号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十」と、同項第二号中「百分の六十」とあるのは「百分の五十六」と、同項第三号中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十二」と、同項第四号中「百分の二十二・五」とあるのは「百分の二十一」とする。

附則

1521（略）

附則

附則

改正する規程案

国会議員の給与等に関する規程の一部を改正する規程案

（国会議員の給与等に関する規程の一部改正）

第一条 国会議員の給与等に関する規程（昭和二十二年十月十六日両院議長決定）の一部を次の

ように改正する。

第六條第十三号を次のように改める。

十三 削除

第七條の三第二項中「同表」を「同表及び指定職給料表」に、「特定幹部職員」を「特定管理職

職給料表」に、「特定幹部職員」を「特定管理職

職給料表」に、「特定幹部職員」を「特定管理職

職給料表」に、「特定幹部職員」を「特定管理職

職給料表」に、「特定幹部職員」を「特定管理職

職給料表」に、「特定幹部職員」を「特定管理職

職給料表」に、「特定幹部職員」を「特定管理職

職給料表」に、「特定幹部職員」を「特定管理職

職給料表」に、「特定幹部職員」を「特定管理職

職給料表」に、「特定幹部職員」を「特定管理職

職給料表」に、「特定幹部職員」を「特定管理職

員に、「あつては」を「あつては」に、「額」を「額」指定職給料表の適用を受ける国会職員に「あつては六月に支給する場合においては百分の七十五、十二月に支給する場合においては百分の九十を乗じて得た額」に改め、同条第三項中「百分の百六十」を「百分の百六十を」に、「百分の八十五」を「百分の八十五を」に改め、「百分の六十五」の下に「と」、「百分の七十五」とあるのは「百分の四十」と、「百分の九十」とあるのは「百分の五十」を加え、同条第五項中「並びに同表を」、同表及び指定職給料表に改め、「定めるもの」の下に「並びに指定職給料表の適用を受ける国会職員」を加える。

第七條の四第二項各号を次のように改める。

一 前項の国会職員のうち再任用職員以外の国会職員 次に掲げる国会職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ
口に掲げる国会職員以外の国会職員

当該国会職員の勤勉手当基礎額に当該国会職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した国会職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額を加算した額に百分の七十五(特定管理職員にあつては、百分の九十五)を乗じて得た額の総額

指定職給料表の適用を受ける国会職員
当該国会職員の勤勉手当基礎額に百分
の八十五を乗じて得た額の総額

二 前項の国会職員のうち再任用職員 次に掲げる国会職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

口に掲げる国会職員以外の国会職員
当該国会職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の三十五（特定管理職員にあつては、百分の四十五）、十二月に支給する場合においては、百分の四十（特定管理職員にあつては、

口 指定職給料表の適用を受ける国会職員
当該国会職員の勤勉手当基礎額に百分
の四十五を乗じて得た額の総額

第七条の六第二項中、「期末手当、勤勉手当」を削り、同条を第七条の五とする。

第十四条第一項中、「期末特別手当」を削り、同条第二項中「又は期末特別手当」を削る。

附則に次の一項を加える。

4 平成二十一年六月に支給する期末手当及び
勤勉手当に関する第七條の第三項及び第三
項並びに第七條の第四第二項の規定の適用につ
いては、第七條の第三第二項中「百分の百六十
十」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分
の百四十」とあるのは「百分の百二十五」、
と、「百分の百二十」とあるのは「百分の百十」
と、「百分の七十五」とあるのは「百分の七十」
と、同条第三項中「百分の百四十」とあるのは
「百分の七十五」とあるのは「百分の百二
十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の
百二十」とあるのは「百分の六十五」とあるの
は「百分の百十」とあるのは「百分の六十」
と、「百分の百四十」とあるのは「百分の七十
五」と、「百分の七十五」とあるのは「百分の
四十」とあるのは「百分の七十」とあるのは

「百分の三十五」と、第七條の四第二項第一号イ中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の八十五」と、同号ロ中「百分の八十五」とあるのは「百分の七十五」と、同項第二号イ中「百分

の三十五」とあるのは「百分の三十」と、「百分の四十五」とあるのは「百分の四十」と、同号口中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十」とする。

(特定任期付職員の給与の特例に関する規程の一部改正)

第二条 特定任期付職員の給与の特例に関する規程(平成十九年十一月二十六日両院議長決定)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第七条の六第三項」を「第七条の五第三項」に改める。

附則第二條を次のように改める。

（平成二十一年六月に支給する期末手当に関する特例措置）

第二条 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第三条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百六十」とあるのは、「百分の百四十五」とする。

附
則

(施行期日)

第一条 この規程は、平成二十一年 月 日から施行する。

(国会職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

第二条 国会職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程(平成十七年十月二十八日両院議

○ 国会議員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程案 新旧対照表
国会議員の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十六日両院議長決定)(第

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
第六条 国会職員には、給料のほか次に掲げる給与を支給する。 一、十二（略） 十三 削除 十四、十七（略） 第七条の三（略） ② 期末手当の額は、期末手当基礎額に、特別給料表の適用を受ける国会職員各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事を除く。）については、六月に支給する場合においては百分の百六十、十二月に支給する場合においては百分の百七十五を乗じて得た額、それ以外の国会職員については、六月に支給する場合においては百分の百四十、十二月に支給する場合にお	第六条 国会職員には、給料のほか次に掲げる給与を支給する。 一、十二（略） 十三 期末特別手当 十四、十七（略） 第七条の三（略） ② 期末手当の額は、期末手当基礎額に、特別給料表の適用を受ける国会職員各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事を除く。）については、六月に支給する場合においては百分の百六十、十二月に支給する場合においては百分の百七十五を乗じて得た額、それ以外の国会職員については、六月に支給する場合においては百分の百四十、十二月に支給する場合にお

いては百分の百六十を乗じて得た額（行政職給料表（一）の適用を受ける国会職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び指定職給料表以外の各給料表の適用を受ける国会職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの国会議員のうち、両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。次条において「特定管理職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の百二十、十二月に支給する場合においては百分の百四十を乗じて得た額。指定職給料表の適用を受ける国会職員にあつては六月に支給する場合においては百分の七十五、十二月に支給する場合においては百分の九十を乗じて得た額）に、基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一、四（略）

③ 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百四十」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の七十五」とあるのは「百分の四十」と、「百分の九十」とあるのは「百分の五十」とする。

④（略）

⑤ 行政職給料表（一）の適用を受ける国会職員でその職務の級が三級以上であるもの、同表及び指定職給料表以外の各給料表の適用を受ける国会職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する国会職員として当該各給料表につき両議院の議長が協議して定めるもの並びに指定職給料表の適用を受ける国会職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額並びにこれに対する地

域手当及び広域異動手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して両議院の議長が協議して定める国会職員の区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める割合を乗じて得た額（両議院の議長が協議して定める管理又は監督の地位にある国会職員にあつては、その額に給料月額に百分の二十五を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める割合を乗じて得た額を第二項の期末手当基礎額を加算した額を第二項の期末手当基礎額とする。

一、四（略）

③ 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百四十」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の六十五」とする。

④（略）

⑤ 行政職給料表（一）の適用を受ける国会職員でその職務の級が三級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける国会職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する国会職員として当該各給料表につき両議院の議長が協議して定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に職の職制上の段

域手当及び広域異動手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して両議院の議長が協議して定める国会職員の区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める割合を乗じて得た額（両議院の議長が協議して定める管理又は監督の地位にある国会職員にあつては、その額に給料月額に百分の二十五を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める割合を乗じて得た額を第二項の期末手当基礎額を加算した額を第二項の期末手当基礎額とする。

⑥（略）

第七条の四（略）

② 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、本属長（各議院事務局の事務総長、各議院法制局の法制局長、国立国会図書館の館長、裁判官弾劾裁判所の裁判長及び裁判官訴追委員会の委員長をいう。以下同じ。）が両議院の議長が協議して定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、本属長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる国会職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の国会職員のうち再任用職員以外の国会職員 次に掲げる国会職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる国会職員以外の国会職員
当該国会職員の勤勉手当基礎額に当該国会職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した国会職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に百分の七十五（特定管理職員にあつては、百分の九

階、職務の級等を考慮して両議院の議長が協議して定める国会職員の区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める割合を乗じて得た額（両議院の議長が協議して定める管理又は監督の地位にある国会職員にあつては、その額に給料月額に百分の二十五を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める割合を乗じて得た額を加算した額を第二項の期末手当基礎額とする。

⑥（略）

第七条の四（略）

② 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、本属長（各議院事務局の事務総長、各議院法制局の法制局長、国立国会図書館の館長、裁判官弾劾裁判所の裁判長及び裁判官訴追委員会の委員長をいう。以下同じ。）が両議院の議長が協議して定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、本属長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる国会職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の国会職員のうち再任用職員以外の国会職員 当該国会職員の勤勉手当基礎額に当該国会職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した国会職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に百分の七十五（特定幹部職員にあつては、百分の九十五）を乗じて得た額の総額

十五)を乗じて得た額の総額

ロ 指定職給料表の適用を受ける国会職員 当該国会職員の勤勉手当基礎額に百分の八十五を乗じて得た額の総額

二 前項の国会職員のうち再任用職員 次に掲げる国会職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる国会職員以外の国会職員 当該国会職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の三十五(特定管理職員にあつては、百分の四十五)、十二月に支給する場合においては百分の四十(特定管理職員にあつては、百分の五十)を乗じて得た額の総額

ロ 指定職給料表の適用を受ける国会職員 当該国会職員の勤勉手当基礎額に百分の四十五を乗じて得た額の総額

③・④ (略)

(削る)

二 前項の国会職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の三十五(特定幹部職員にあつては、百分の四十五)、十二月に支給する場合においては百分の四十(特定幹部職員にあつては、百分の五十)を乗じて得た額の総額

③・④ (略)

第七条の五 期末特別手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する指定職給料表の適用を受ける国会職員に対して、それぞれ基準日の属する月の両議院の議長が協議して定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した国会職員で指定職給料表の適用を受けていたもの(第十四条第二項の規定の適用を受ける国会職員及び両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。)についても、同様とする。

② 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百六十、十二月に支給する場合においては百分の百七十五を乗じて得た額に、基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当

該各号に定める割合を乗じて得た額(当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ本属長が両議院の議長が協議して定める基準に従つて定める額を減じて得た額)とする。

- 一 六月 百分の百
- 二 五月以上六月未満 百分の八十
- 三 三月以上五月未満 百分の六十
- 四 三月未満 百分の三十

③ 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百六十」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百七十五」とあるのは「百分の九十五」とする。

④ 第二項の本属長が両議院の議長が協議して定める基準に従つて定める額は、期末特別手当の支給を受ける国会職員が同項に規定する在職期間において法第二十八条の規定による懲戒処分を受けた場合を除き、次項に規定するそれぞれの月額の合計額に百分の二十を乗じて得た額に期末特別手当を支給する月に応ずる第二項に規定する割合を乗じて得た額にその者の同項に規定する在職期間に応ずる同項各号に定める割合を乗じて得た額を超えるものであつてはならない。

⑤ 第二項の期末特別手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した国会職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において国会職員が受けるべき給料月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、当該合計額に百分の二十を乗じて得た額(両議院の議長が協議して定める国会職員以外の国会職員にあつては、その額に給料月額に百分の二十五を乗じて得た額を加算した額)を加算した額とする。

⑥ 第二項に規定する在職期間の算定に関し

必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第七條の五（略）

② 指定職給料表の適用を受ける国会職員には扶養手当、給料の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び住居手当を支給しない。

③・④（略）

第十四條 法第十三條第一項第一号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられた国会職員

に対しては、その休職期間中、給料、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ百分の八十以内を、同条同項第三号又は第五号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられた国会職員に対しては、その休職期間中、給料、扶養手当、地域手当、広域異動手当、期末手当及び住居手当のそれぞれ百分の八十以内を、同条同項第二号又は第四号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられた国会職員に対しては、政府職員の例により、給与の全部又は一部を支給することができる。

② 前項に規定する国会職員のうち、法第十三條第一項第三号又は第五号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられた者が、その休職の期間内で期末手当の支給に係る基準日前一月以内に退職し、又は死亡したときは、その支給日に、前項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、両議院の議長が協議して定める国会職員については、この限りでない。

附 則
153（略）

第七條の六（略）

② 指定職給料表の適用を受ける国会職員には扶養手当、給料の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び住居手当を支給しない。

③・④（略）

第十四條 法第十三條第一項第一号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられた国会職員

に対しては、その休職期間中、給料、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ百分の八十以内を、同条同項第三号又は第五号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられた国会職員に対しては、その休職期間中、給料、扶養手当、地域手当、広域異動手当、期末特別手当及び住居手当のそれぞれ百分の八十以内を、同条同項第二号又は第四号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられた国会職員に対しては、政府職員の例により、給与の全部又は一部を支給することができる。

② 前項に規定する国会職員のうち、法第十三條第一項第三号又は第五号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられた者が、その休職の期間内で期末手当又は期末特別手当の支給に係る基準日前一月以内に退職し、又は死亡したときは、その支給日に、前項の例による額の期末手当又は期末特別手当を支給することができる。ただし、両議院の議長が協議して定める国会職員については、この限りでない。

附 則
153（略）

4 平成二十一年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第七條の三第二項及び第三項並びに第七條の四第二項の規定の適用については、第七條の三第二項中「百分の百六十」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百四十」とあるのは「百分の百二十五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の百一十」と、「百分の七十五」とあるのは「百分の七十」と、同条第三項中「百分の百四十」とあるのは「百分の七十五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の六十」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の七十五」とあるのは「百分の四十」とあるのは「百分の七十」とあるのは「百分の三十五」とあるのは「百分の三十」と、「百分の四十」とあるのは「百分の四十」と、同条口中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十」とする。

○ 特定任期付職員の給与の特例に関する規程（平成十九年十一月二十六日両院議長決定（第二條關係））
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
改 正 案 （給与規程の適用除外等） 第三條（略） 2 特定任期付職員に対する給与規程第七條の二第一項及び第二項、第七條の三第二項並びに第七條の五第三項の規定の適用については、給与規程第七條の二第一項中「管理職員又は」とあるのは「管理職員（特定任	現 行 （給与規程の適用除外等） 第三條（略） 2 特定任期付職員に対する給与規程第七條の二第一項及び第二項、第七條の三第二項並びに第七條の六第三項の規定の適用については、給与規程第七條の二第一項中「管理職員又は」とあるのは「管理職員（特定任

期付職員の特例に関する規程(平成十九年十一月二十六日両院議長決定)第二條第一項の給料表の適用を受ける国会職員を含む。以下「管理職員等」という。又は」と、同条第二項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」と、給与規程第七條の第三項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百八十」と、給与規程第七條の第五項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」とする。

附則

(平成二十一年六月に支給する期末手当に関する特例措置)

第二條 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第三條第二項の規定の適用については、同項中「百分の百六十」とあるのは、「百分の百四十五」とする。

期付職員の特例に関する規程(平成十九年十一月二十六日両院議長決定)第二條第一項の給料表の適用を受ける国会職員を含む。以下「管理職員等」という。又は」と、同条第二項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」と、給与規程第七條の第三項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百八十」と、給与規程第七條の第六項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」とする。

附則

(育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程の特例に関する規程の一部改正)

第二條 育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程(平成十九年五月九日両院議長決定)の一部を次のように改正する。
(略)

○ 国会職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程(平成十七年十月二十八日両院議長決定(附則第一条関係))
(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
附則 第十三條 附則第十一条の規定による給料を支給される国会職員に関する国会職員の給与等に関する規程第七條の第三項(同規程第七條の第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同規程第七條の第五項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と国会職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程(平成十七年十月二十八日両院議長決定)附則第十一条の規定による給料の額との合計額」とする。	附則 第十三條 附則第十一条の規定による給料を支給される国会職員に関する国会職員の給与等に関する規程第七條の第三項(同規程第七條の第四項において準用する場合を含む。)及び第七條の第五項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と国会職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程(平成十七年十月二十八日両院議長決定)附則第十一条の規定による給料の額との合計額」とする。

○ 育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等の特例に関する規程(平成十九年五月九日両院議長決定(附則第三条関係))
(傍線部分は改正部分)

改正案	現行												
(育児短時間勤務国会職員についての給与規程の特例) 第二條 育児短時間勤務国会職員についての給与規程の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第七條の第三項</td><td>給料月額を算出率で除して得た額</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	(略)	(略)	第七條の第三項	給料月額を算出率で除して得た額	(略)	(略)	(育児短時間勤務国会職員についての給与規程の特例) 第二條 育児短時間勤務国会職員についての給与規程の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第七條の第三項及び第七條の第五項</td><td>給料月額を算出率で除して得た額</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	(略)	(略)	第七條の第三項及び第七條の第五項	給料月額を算出率で除して得た額	(略)	(略)
(略)	(略)												
第七條の第三項	給料月額を算出率で除して得た額												
(略)	(略)												
(略)	(略)												
第七條の第三項及び第七條の第五項	給料月額を算出率で除して得た額												
(略)	(略)												
(任期付短時間勤務国会職員についての給与規程の特例) 第五條 任期付短時間勤務国会職員についての給与規程の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第七條の第五項</td><td>再任用職員 国会職員の育児休業等に関する法律平成三年法律第百八号第十九条第一項の規定により任用された国会職員(以下</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	(略)	(略)	第七條の第五項	再任用職員 国会職員の育児休業等に関する法律平成三年法律第百八号第十九条第一項の規定により任用された国会職員(以下	(略)	(略)	(任期付短時間勤務国会職員についての給与規程の特例) 第五條 任期付短時間勤務国会職員についての給与規程の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第七條の第六項</td><td>再任用職員 国会職員の育児休業等に関する法律平成三年法律第百八号第十九条第一項の規定により任用された国会職員(以下</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	(略)	(略)	第七條の第六項	再任用職員 国会職員の育児休業等に関する法律平成三年法律第百八号第十九条第一項の規定により任用された国会職員(以下	(略)	(略)
(略)	(略)												
第七條の第五項	再任用職員 国会職員の育児休業等に関する法律平成三年法律第百八号第十九条第一項の規定により任用された国会職員(以下												
(略)	(略)												
(略)	(略)												
第七條の第六項	再任用職員 国会職員の育児休業等に関する法律平成三年法律第百八号第十九条第一項の規定により任用された国会職員(以下												
(略)	(略)												

〔任期付短時間勤務 国会職員〕という。〕		
扶養手 当、初	扶養手 当	
任給調 整手当		
(略)	(略)	(略)

〔任期付短時間勤務 国会職員〕という。〕		
扶養手 当、初	扶養手 当	
任給調 整手当		
(略)	(略)	(略)

五月二十九日(金)の議事予定

(緊急上程予定)

平成二十一年度一般会計補正予算(第1号)

平成二十一年度特別会計補正予算(特第1号)

平成二十一年度政府関係機関補正予算(機第1号)

討 論 岩永 浩美君(自) 一〇分

小林 正夫君(民) 一〇分

採 決

日程第一 消費者庁設置法案(第百七十回国会内閣提出、第百七十一回国会衆議院送付)

日程第二 消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(第百七十回国会内閣提出、第百七十一回国会衆議院送付)

日程第三 消費者安全法案(第百七十回国会内閣提出、第百七十一回国会衆議院送付)

討 論 島田智哉子君(民) 一〇分

日程第四 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(緊急上程予定)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

改正する法律案(衆議院提出)

国民生活・経済に関する調査の中間報告

報 告 国民生活・経済に関する調査会長

矢野 哲朗君

平成二十一年度一般会計補正予算(第1号)外二件両院協議会協議委員割当									
公 議 員 数	民 主 自 民 公 明 共 産 社 民 改 新 無所属 合 計	118	82	21	7	5	4	5	242
院議構成者数		118			7	5		3	133
10 名 割 当		8.872			0.526	0.375		0.075 ×3	10
割当(理事会合意)		9	0	0	1	0	0	0	10
		8	0	0	1	1	0	0	10

五月二十九日(金)再開後の議事予定
平成二十一年度一般会計補正予算(第1号)外二件両院協議会の協議委員の選挙
選任

五月二十九日(金)再開後の議事予定

平成二十一年度一般会計補正予算(第1号)外二件両院協議会参議院協議委員議長報告

五月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

一、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

平成二十一年六月に受ける第十一条の二第一項の規定による期末手当に関する同条第二項の規定の適用については、同項中「特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号)第四条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)附則第五項の規定の適用がないものとした場合における同法」と、「額」とあるのは「額に、百分の八十を乗じて得た額」とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律
国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(平成二十一年六月に受ける勤勉手当に関する特例措置)

22 平成二十一年六月に受ける勤勉手当に関する第十五条第二項各号の規定の適用については、同項第一号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十」と、同項第二号中「百分の六十」とあるのは「百分の五十六」と、同項第三号中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十二」と、同項第四号中「百分の二十二・五」とあるのは「百分の二十一」とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

五月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、憲法審査会の始動をやることに関する請願(第二二一〇号)(第二二一一号)(第二二一二号)(第二二一三号)(第二二一四号)(第二二一五号)(第二二一六号)

一、憲法審査会を凍結し、始動させないことに関する請願(第二二六六号)

第二二一〇号 平成二十一年五月十八日受理

憲法審査会の始動をやることに関する請願

請 願 者 新潟県新発田市大栄町一ノ二ノ一

吉井亮平 外百七十七名

紹介議員 井上 哲土君

「新憲法制定議員同盟」は、憲法審査会規程の制定を急ぐよう衆参両院議長に申入れを行うなど、憲法審査会の始動に向けた動きを強めている。しかし、憲法審査会の設置を定めた改憲手続法(国

民投票法は、慎重審議を求める世論に反し強行採決を繰り返して定めた法律であり、内容的にも問題点が指摘されている。憲法審査会を始動させ、憲法改正の審議を進めようとすることは、改憲への流れを加速させ、自衛隊の海外派兵恒久化法や集団的自衛権の行使など、憲法第九条の解釈変更に踏み込む「解釈改憲」の舞台となるおそれもある。多くの国民は第九条を始め憲法の遵守を望んでおり、改憲を促進し、戦争する国へ導く憲法審査会の始動には反対である。

ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、憲法審査会の始動は行わないこと。

第二一一一号 平成二十一年五月十八日受理

憲法審査会の始動をやめることに関する請願

請願者 岡山県津山市志戸部三二四ノ二

村上智子 外百七十七名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二一一〇号と同じである。

第二一一二号 平成二十一年五月十八日受理

憲法審査会の始動をやめることに関する請願

請願者 札幌市厚別区厚別南二ノ二二ノ八

原田光一 外百七十七名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二一一〇号と同じである。

第二一一三号 平成二十一年五月十八日受理

憲法審査会の始動をやめることに関する請願

請願者 広島市安佐南区緑井七ノ三二ノ四

ノ三 大植正則 外百七十七名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二一一〇号と同じである。

第二一一四号 平成二十一年五月十八日受理

憲法審査会の始動をやめることに関する請願

請願者 北海道北見市春光町三ノ二〇ノ一

四 坂田健二 外百七十七名

平成二十一年六月二日印刷

平成二十一年六月三日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第二一一〇号と同じである。

第二一一五号 平成二十一年五月十八日受理

憲法審査会の始動をやめることに関する請願

請願者 熊本県天草市五和町城河原二ノ

一、三五〇 佐々木兼光 外百七十七名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第二一一〇号と同じである。

第二一一六号 平成二十一年五月十八日受理

憲法審査会の始動をやめることに関する請願

請願者 大阪府西淀川区福町一ノ一二ノ三

四ノ五〇六 西口広治 外百七十七名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二一一〇号と同じである。

第二三六号 平成二十一年五月二十一日受理

憲法審査会を凍結し、始動させないことに関する請願

請願者 愛知県知多郡東浦町緒川上高根台

二一ノ一九 大塚英文 外十四名

紹介議員 井上 哲土君

この請願の趣旨は、第一〇六四号と同じである。